



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

令和 4 年 1 1 月 8 日

指名停止の実施について（通知）

下記のとおり期間を定め指名停止を実施しますので通知します。

記

1. 指名停止業者

- ① 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 森林 正彰
（大阪市都島区東野田町 4 - 1 5 - 8 2）
- ② 中外テクノス株式会社 代表取締役 福馬 聡之
（広島市西区横川新町 9 - 1 2）

2. 指名停止の期間

- ① 令和 4 年 1 1 月 9 日 ～ 令和 5 年 2 月 2 2 日（3. 5 か月）
- ② 令和 4 年 1 1 月 9 日 ～ 令和 5 年 4 月 8 日（5 か月）

3. 指名停止理由

①の事業者は、広島県教育委員会が発注する特定コンピュータ機器の賃貸において、遅くとも平成 2 9 年 7 月 1 4 日以降、また、広島市が発注する特定コンピュータ機器の納入及び賃貸において、遅くとも平成 2 8 年 5 月 2 0 日以降、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 4 年 1 0 月 6 日に公正取引員会から違反事実の認定を受けたため。

②の事業者は、広島市が発注する特定コンピュータ機器の納入及び賃貸において、遅くとも平成 2 8 年 5 月 2 0 日以降、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 4 年 1 0 月 6 日に公正取引員会から違反事実の認定を受けたため。

伊 万 里 市

～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～



Press Release

佐賀県 伊万里市

〒848 - 8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

Tel 0955-23-2111 (代表)

Fax 0955-23-6113 (代表)



報道関係者各位

4. 該当条項及び指名停止期間

①の案件は、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当し、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準」（以下「基準」という。）に基づき、要領別表期間（短期）の4か月に、基準第3条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたとき）の加算期間1か月及び基準第3条第1項第5号（発注機関が異なる工事等で違反行為が確認されたとき）の加算期間2か月を加算した7か月を採用する。

なお、当該会社は、課徴金減免制度が適用されており、要領第5条第2項に該当することから、上記採用した期間7か月を1/2に短縮し指名停止期間を3.5か月とする。

②の案件は、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）別表第2第6号（独占禁止法違反行為）に該当し、「伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置基準」に基づき、要領別表期間（短期）の4か月に、基準第3条第2項第3号（違反行為が2年以上続いていたとき）の加算期間1か月を加算した5か月を採用する。

5. 発注実績

①の事業者 平成29～平成30年度、令和2～令和4年度 実績なし
令和元年度（平成31年度）1件 133,540円

②の事業者 平成29年度から令和4年度 実績なし

問合先

総務部契約監理課

担当 徳久

TEL : 0955-23-2176

伊万里市

～ 人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち ～